

## 会 議 録

会議の名称	令和4年度第1回豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会専門部会		
開催日時	令和4年(2022年)4月25日(月)午後2時00分～午後3時00分		
開催場所	第二庁舎3階大会議室	公開の可否	可
事務局	総務部法務・コンプライアンス課	傍聴者数	0人
公開しなかった理由			
出席者	委員	園田委員、恩地委員、井上委員、宮下委員	
	事務局	太田総務部次長兼法務・コンプライアンス課長、松浦課長補佐兼情報管理係長、須賀主事	
	その他		
議題	1. 改正個人情報保護法の説明(概要)について 2. 諮問案件の説明について ①自己情報開示等請求の手続き方法及び処理期間について ②自己情報開示等請求における不開示情報の範囲について		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

## 審議等の概要

(午後2時00分開会)

○部会長 定刻になりましたので、ただ今から、令和4年度第1回豊中市個人情報保護制度の見直しについてに係る専門部会を開催します。まず、事務局から本日の委員の出席状況を報告してください。

○事務局 本日は、お忙しいところ、豊中市個人情報保護制度の見直しについてに係る専門部会に出席していただきまして、誠にありがとうございます。

本日の委員の皆さまの出席状況でございますが、高橋委員、加賀委員がご欠席、ということで、4名の委員の皆さまにご出席いただいております。次に、本日出席しております市の職員は、別紙市側出席者名簿のとおりでございます。以上でございます。

○部会長 それでは、会議を始めます。まず、事務局から本日の議題について説明して下さい。

○事務局 それでは、本日の会議の予定について、ご説明させていただきます。お手元に配付しております会議次第をご覧ください。

案件としましては、豊中市個人情報保護制度の見直しについて、でございます。

まず、事務局より改正個人情報保護法の概要及び本日ご審議いただきたい事項について説明させていただきます。委員のみなさまには、各諮問案件に対してご意見等をお願いしたいと考えております。以上でございます。

○部会長 それでは、会議を進めます。事務局より改正個人情報保護法の概要及び諮問事項について説明をお願いします。

○事務局 それでは、改正個人情報保護法の概要についてご説明させていただきます。お手元に配付しております資料「豊中市個人情報保護条例と改正個人情報保護法との相違点」をご覧ください。

令和3年5月19日に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第50条、第51条によりまして、個人情報保護に関する一般法を一本化するとともに、地方公共団体等の保有する個人情報の取り扱いについても、個人情報の保護に関する法律で定め、共通ルールに則って運用することが基本となります。しかしながら、一部の事項については、地域の実情に応じて条例で定めることができるようになっております。そのため、法改正に伴う個人情報保護条例の見直しについて、本市としましては、ご覧いただいている資料左側に記載しております「①開示の期限」から「⑥死者の情報」までの6点について、委員のみなさまにご審議いただきたいと考えております。

1点目の案件につきましては、改正法第83条の「開示決定等の期限」についてです。

この資料ですが、左端にご審議いただきたい事項、次に現行の豊中市個人情報保護条例の要旨、次に改正個人情報保護法の要旨、右端に相違点等を記載しております。

では、一番上、「①開示期限」の欄をご覧ください。表まん中、改正法第83条では、「開示決定等は、開示請求があった日から30日以内になければならない。」と規定されておりますが、左側、本市条例第25条第1項では、「開示決定等は、開示請求があった日から起算して15日以内になければならない。」と規定しております。右端、相違点等の列をご覧ください。開示請求があった日からの期限が異なります。しかしながら、条例に規定することにより開示決定等を行う期限を30日より短い日数とすることが許容されているため、当該期限についてご審議いただくものでございます。

2点目の案件につきましては、改正法第78条の「自己情報開示等請求における不開示情報の範囲」になります。

「②不開示の範囲」の行をご覧ください。改正法第78条において国が定める不開示情報の範囲と条例第20条において本市が定める不開示情報の範囲を項目ごとに列記しております。右端、改正法と本市条例の主な相違点としましては、改正法において「(4)国の安全等に関する情報」が規定されている点と、「(8)法令秘等に関する情報」が規定されていない点となります。この点につきまして、改正法第78条第2項において、情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要がある情報及び改正法において不開示情報とされているものうち市情報公開条例で開示とされている情報については、条例で規定し、不開示情報とすることが許容されております。そのため、不開示情報の範囲について、本市情報公開条例、個人情報保護条例及び改正法を比較検討していただきながらご審議いただくものでございます。

3点目以降につきましては、次回以降にご審議いただきたい事項でございますが、概要のご説明をいたします。

3点目につきましては、改正法第75条「個人情報ファイル簿及び個人情報取扱記録簿の作成・公表」に係る事項になります。

個人情報ファイルにつきましては、改正法第60条第2項に定義されておまして、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次の2つのものとなります。まず1つ目が、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、2つ目が、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように電子計算機以外で体系的に構成したもの、となります。「③個人情報ファイル簿」の行をご覧ください。改正法第75条等において国が定める個人情報ファイル簿に記載すべき事項と条例第17条等において本市が定める個人情報ファイルに記載すべき事項を項目ごとに列記しております。右端、「相違点等」の列をご覧ください。改正法と本市条例の大きな相違点としましては、こちらに記載しております項目が追加された点でございます。次のページにうつりますが、改正法第75条第5項において、条例で定めることにより、個人情報ファイル簿に追加して、個人情報の保有の状況に関する

事項を記載した帳簿を作成し、公表することも許容されておりますので個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成等の必要性についてご審議いただくものでございます。

4点目につきましては、改正法第89条手数料でございます。

「④手数料」の行をご覧ください。真ん中の列、改正法第89条第2項において、条例で定める額の手数料を納めることとされております。これは、自己情報の開示の役務の提供を受けた特定の者のみはその利益を受けることとなるものであることに注目して、役務の提供を受けた特定の者から手数料を徴収する意図です。左に移っていただき、現行の個人情報保護条例では、手数料を徴収しないものとしています。条例の目的に照らし、自己情報の開示に係る手数料の負担により利用者の利便が制約されることがないように、手数料を無料とする措置を講じ、写し等の作成費用をコピー代として実費のみいただいている運用としております。全国の自治体におきましても、手数料については有料、無料さまざまとなっております。右端の欄をご覧ください。手数料については、実費の範囲内であれば、従量制の開示手数料を定めることも許容される、とされております。また、自治体の実情にあわせて、無料とすることも許容されているものです。なお、国におきましては、申請手数料として300円の設定等がされているものでございます。手数料につきましては、整備法第51条の施行までに条例で定める必要がございますが、手数料の額についてどうあるべきか、これまでどおり無料とするか等を含めご審議いただくことを予定しております。

5点目につきましては、改正法第60条、条例要配慮個人情報となります。

要配慮個人情報につきましては、改正法第2条第3項において「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報である」と定義されております。なお、政令で定める事項につきましては、「障害の有無等に関する事項、健康診断の結果等に関する事項、刑事事件に関する手続きが行われた事項等」が想定されております。また、要配慮個人情報につきましては、先ほどご説明しました個人情報ファイル簿にもその有無が記載されます。「⑤条例要配慮個人情報」の列をご覧ください。改正法第60条第5項では、「地方公共団体の機関が保有する個人情報のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして条例で要配慮個人情報を定めることが許容されておりますので条例要配慮個人情報を定める必要性についてご審議いただくものでございます。

6点目につきましては、死者の情報となります。

「⑥死者の情報」の欄をご覧ください。個人情報の定義について、一つ隣の列、条例第2条では、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの等になりますが、一つ隣の列、改正法では、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの等となり、死者に関する情報が個人情報から除かれております。この点について、国は、「改正法は個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益を保護することを目的

とするものであり、本人関与等により権利利益の保護を求めることができるのは生存する個人であるためである」との見解を示しております。そのため、市が改正法の目的に反して、死者に関する情報を条例で個人情報として定義することはできないとされております。しかしながら、死者の情報について特化して規律を設けることについては、個人情報保護法の体系の外で規定されることとして許容されているため、死者の情報について特化した規律を設ける必要性についてご審議いただくものでございます。

以上が、「①開示の期限」から「⑥死者の情報」までの6点についての内容となります。続きまして、審査のスケジュールについてご説明させていただきます。資料「個人情報保護条例スケジュールについて」をご覧ください。現時点の想定ですが、運営委員会からの答申は10月上旬を予定しております、それまでの間に専門部会は計6回程度を想定しております。また、第1回全体会議で事務局より専門部会での意見等を踏まえた途中経過の報告を予定しております。

また、このスケジュール表には記載しておりませんが、前回の運営委員会で諮問させていただきました情報公開条例に基づく開示請求における権利濫用等の疑いのある大量請求についての検討でございますが、先ほど説明しました④手数料の審議を終えたうえで引き続きご審議いただければと考えております。

以上がスケジュールについて、でございます。本日は、「①開示決定等の期限」及び「②自己情報開示等請求における不開示情報の範囲」についてご審議いただければと考えております。よろしく申し上げます。

○部会長 ありがとうございます。ただ今、改正法と条例との相違点等について説明いただきましたけれども、これについて何かご質問等ありますか。

(質問なし)

○部会長 よろしいですか。それでは、事務局から説明の在りました通り、本日は、「①開示決定等の期限」及び「②自己情報開示等請求における不開示情報の範囲」について審議したいと思っております。それでは事務局より「自己情報開示等請求の手続き方法及び処理期間について」について説明をお願いします。

○事務局 「自己情報開示等請求の手続き方法及び処理期間について」をご説明させていただきます。お手元に配付しております資料「開示決定等の期限について」をご覧ください。

初めに、「1 市及び国の開示決定期限の現状」についてご説明します。まず、開示決定期限につきましては、国の開示期限が請求があった日から30日以内、市の開示期限が請求があった日から起算して15日以内となっており、開示期限が異なっているため、改正法の施行後は、条例で処理期限について別段の定めをしない限り、現行よりも開示決定等の期限が延びることとなります。また、期限の延長につきましては、国は正当な理由があるときは30日を限度、市は開

示請求があった日から起算して60日を限度として期限を延長することとなっているため、延長期限についての大きな変更はございません。しかしながら、改正法によって法の設定する期限に一律に合わせることは、開示決定等の期限の延長となる場合があり、開示請求等を行う者にとって不利益となることから、開示請求等を迅速に処理するため、改正法第108条の規定により、条例で改正法よりも短い期限を設定することは許容されております。

なお、開示決定を行う期限を、法が定める30日より短い日数として定めた場合であっても、条例の定めにより延長することができる日数は、30日を超えることができないとされております。また、開示決定等の期限に係る初日の参入又は不算入といった期間の計算方法についても、改正法と異なる方法を法施行条例で規定することはできないとされております。

次に、「2 国における開示決定等を30日以内と定めた理由」についてご説明いたします。

国が開示期限を30日以内とした理由につきましては、「審査義務が発生してから、開示請求に対して開示決定等を行うまでの期間は、検索までに要する期間、審査に要する期間、開示決定等の通知書の作成に要する期間からなり、対象文書の多寡、開示・不開示の判断の難易、第三者からの意見聴取の要否、行政機関の事務の繁忙等により左右されるため30日と設定された」とされております。

「3-1 市における開示決定等の現状」をご説明いたします。

資料に記載の図をご覧ください。こちらは、平成28年度から令和2年度までの自己情報開示請求の件数、延長を除く平均決定日数等を取りまとめて一覧にしております。期間延長を除いたもので開示決定までに要する平均日数につきましては約10日となっており、概ね請求に対する決定が開示期限である15日以内になされております。また、期間延長の件数につきましても、平均5件ほどと少数でございます。

「3-2 市における開示決定期限等の経過」についてご説明いたします。平成元年当時の公文書の開示等に関する条例、現行の豊中市情報公開条例にあたるものとなりますが、当時の開示決定期限の考え方として、実施機関が請求書を受取り、請求の対象となる公文書を特定し、さらに適用除外事項に該当するかどうか内容を審査し、その公文書の開示の是非を判断するといった一連の事務処理状況及び既に実施している自治体の実情を勘案して、15日以内としているとなっております。また、すべての公文書の開示決定を15日間かけるということではなく、この制度の趣旨からみて、できるだけ早期の決定に心掛けるべきと考えられております。次に、平成15年10月10日付けで諮問した「個人情報保護制度の見直し」に対する平成16年10月21日付けの答申において、これまでの開示請求に係る決定は、その多くが現行の15日以内に行われており改める必要はないと考えられるとの答申を得ております。

以上ご説明してきた内容を踏まえて、「4 実施機関の意見」をお伝えします。まず、3-1においてご説明しましたように、平成28年度から令和2年度までの自己情報開示請求に対する決定は、その多くが15日以内に行われております。また、3-2においてご説明しましたように、従前から、開示請求等の趣旨を踏まえ、できるだけ早期の決定に心掛けるべきとの判断から開示期限については、15日以内とされてきております。従いまして、これら2つの経過及び改

正法第108条において条例で規定することが許容されていることを踏まえると、市の現行の期間と同様の期間で設定することが望ましいと考えております。

事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○部会長 ありがとうございます。それでは、委員の皆さまには、担当課からの説明につきまして、何か意見や確認したい点はありますか。

○委員 通常の開示決定までの15日というのはわかるんですが、その延長の時の60日というのは、法律では30日以内までとなっているから、そこは条例で規定する必要はないんですか。

○事務局 仮に開示期限を15日以内とした場合、延長期限につきましては、改正法で規定する30日を加えた45日以内ということとなります。しかしながら、開示文書が大量にある場合は、特例延長の制度が改正法の中にもありまして、その中において、さらなる延長ができるようになっております。従いまして、開示期限を15日以内とすることで、延長期限が合計45日以内となり、条例が定める60日以内より短くなりますが、45日を超える場合については、特例延長の制度があるため、実務上の支障はないかと考えておりますので、開示期限を改正法が定める30日にする必要性はないかと考えます。

○委員 そこは条例で規定するの？

○事務局 開示期限については、条例において15日以内を規定するようなかたちになります。特例延長の制度については、改正法に規定されております。

○委員 特例延長については、条例でなく改正法を適用するということですか。

○事務局 はい。条例で特例延長制度を設けるのではなく、法律に定める特例延長制度が適用されることとなります。

○部会長 この点について他市状況はどうなっていますか。

○事務局 他市につきましても本市同様に、現在審議会への諮問等をしている状況でございますが、近隣市である高槻市につきましては、既に運営委員会に諮問しており答申をいただいております。高槻市の答申内容を確認しましたところ、開示期限については15日としておりました。それ以外の北摂等の市につきましては、調査中です。

○委員 改正には影響ないのですが、市における開示決定等の現状の資料に記載の平均決定日数

(延長除く)の内容というのは、すぐに決定できるようなものと15日ぎりぎりまでかかるようなものがたくさんあって、その結果、平均すると10日となっているのか、それとも、10日前後で決定するものがたくさんあって、その結果、平均すると10日となっているのか、どちらですか。

○事務局 すぐに決定できるようなものと15日ぎりぎりまでかかっているようなものが混在しているような状況かとは思いますが。

○委員 過去の延長した場合の平均決定日数で45日を超えているものが2回あるのですが、改正法施行後、このようなケースについては、特例延長を使うということですか。

○事務局 改正法にも特例延長の制度がありまして、保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべての開示決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、さらなる延長ができるとなっておりますので、そちらで対応していくことになるかと考えております。

○委員 過去、開示決定日数が50日を超えたような場合というのは、文書が大量だったということですか。特例というからには、何か要件を満たさないとその制度の適用ができないのかと思っております。

○事務局 原則は、15日以内での対応となります。15日以内に開示決定が困難な場合には通常延長の制度がございますが、その延長期間でも決定ができないような場合のもの、例えば、市のほうに申請があってその審査をした内容とか、第三者の個人情報に関係してくるような場合に本人が知り得る情報はどこまでなのかとか、そのような点について開示・不開示の判断をする場合に、けっこう時間をかけての審査が必要となりますので、そのような文書が大量にあった場合には、特例延長の制度を適用しております。また、本市で実際に50日を超えて特例延長した案件につきましては、長期にわたる相談期間があった方で、その相談記録の全てについての開示請求があったときになります。このような場合ですと、そもそも対象となる情報量が多いということ、さらに、その1件1件に対して開示・不開示の判断をしていく必要があったということから、特例延長を適用したという経過があります。

○部会長 他に何かご意見・ご質問等ありますか。

(意見なし)

○部会長 事務局に確認したいのですが、この案件について、本日の部会で結論を出していくも

のですか。

○事務局 現時点で想定しておりますのは、本日説明させていただいた内容でご審議いただきまして、ある程度の方向性についてご意見いただければと考えております。ただ、国や他市状況等を鑑みて再度検討すべき必要性が生じた場合には、ある程度情報が揃った段階で、事務局から説明させていただいて、その内容を踏まえて審議会で再審議が必要となれば、再度ご検討いただければと考えております。

○部会長 本日時点での専門部会としての方向性は出すということですか。

○事務局 はい。

○部会長 そうであれば、みなさまどうですか。現状、平均して10日前後で開示決定されているということですが。

○委員 開示期限を15日以内にして支障がないということであれば、早いほうがいいのではないかと思います。

○委員 開示期限を15日以内とすることを法律が許容しており、実務上も問題ないのであればいいと思います。

○部会長 でしたら、開示期限を15日以内にするという方向性で考えたいと思います。

では、次の案件に移ります。「自己情報開示等請求における不開示情報の範囲について」事務局より諮問案件について説明をお願いします。

○事務局 それでは、自己情報開示等請求における不開示情報の範囲についてご説明させていただきます。お手元に配付しております資料「自己情報開示等請求における不開示情報の範囲について」及び「各条例等の開示・不開示部分の抜粋」をご覧ください。

初めに、「1 市及び国の不開示情報の範囲の主な規定上の違い」についてご説明します。

市と国の主な不開示情報の違いとしましては、ア 公務員の氏名の取扱い、イ 法令秘等に関する情報の取扱いとなります。

まずは、「公務員の氏名の取扱いについて」ご説明いたします。

公務員の氏名について、市は情報公開条例第7条第1号ウの規定により、開示としております。市が開示としている理由としましては、「公務員等の職務の遂行に係る情報の中には、職務遂行の内容に係る情報のほかに、公務員等の職、氏名等特定の公務員等個人を識別することができる情報を含むものが多いが、市の諸活動を説明する責務を全うするようにする観点から、当該公務

員等の職名及び職務遂行の内容に係る部分はもちろんのこと、その氏名についても、当該公務員等の個人情報としては、不開示とはしない」としております。

次に、国の公務員等に関連する規定は、改正個人情報保護法第78条第1項第2号ハに規定されていますが、氏名に関する記載はございません。しかしながら、国の解釈として「職員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがあるものを除き、公にするものとする。公務員の氏名については、原則として慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当することとなる。なお、特段の支障とは、情報公開法に規定する不開示情報を公にするような場合等をいう。」とされております。

「3 法令秘等に関する情報」についてご説明します。

法令秘等に関する情報について、市は、情報公開条例第7条第7号の規定により、不開示としております。市の解釈としましては、平成16年10月21日付けの「個人情報保護制度の見直しについて」の答申において、市の説明責任を果たす必要からも現行の不開示情報に関する規定を整備するという意見を得ております。また、当該答申において、今回の不開示情報の整備は、不開示情報の項目を増やしたのではなく、請求者に対し、不開示理由の理解が得やすくするためのものであるとしております。さらに、当時の本市の法令秘等情報に対する考え方は、条例に法令秘等情報を明文化することで、不開示情報であることを確認するために規定するものであると考えられております。

国においては、法令秘等に関する情報について不開示情報として規定しておりません。しかしながら、法令秘等に関する情報に関する国の見解として、「法第78条第1項各号に列記された不開示情報は、不開示により保護しようとしている情報の類型ごとに定性的な支障の有無等を規律しているものであり、他の法令の規定等により開示することができない情報についても、通常これらのタイプのいずれかに該当し、不開示情報であると判断できるものである。」とされております。

以上の解釈等を踏まえた「4 実施機関の意見」についてご説明します。

まず、公務員の氏名について、規定上は、改正法第78条第1項各号と情報公開条例第7条第1項各号と比較して「公務員等の氏名」の開示の範囲が広いように見えますが、資料2②国の改正法の解釈で記載のとおり、原則として慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と判断されていることから実質的な差異はないものと考えております。

次に、法令秘等に関する情報について、本市条例における不開示情報は、過去の経過から不開示情報の項目を追加してきたものではなく、適正で、的確な不開示情報として整理することで不開示理由の理解を得やすくしてきたものであり、適用する場合には、個別具体的に検討する必要があると考えられております。また、国の不開示情報も、不開示により保護しようとしている情報の類型ごとに定性的な支障の有無等を規律しているものであると考えられております。

従って、法に一本化されることにより法令秘等情報の規定が削除されたとしても、それにより不開示情報の範囲が変更されるのではなく、法令秘等情報が不開示情報のどの規定に該当するかを実質的に判断していくことにより変わりのないものであると考えられることから、条例で定める

必要性は無いと考えております。

○部会長 ありがとうございます。それでは、委員の皆さまには、担当課からの説明につきまして、何か意見や確認したい点はありますか。

○委員 確認になりますが、公務員の氏名について、国ははっきりと公開とは言ってないけれども、市でははっきりと公務員の氏名について全部公開すると言っているから、市は公開しすぎではないかということですか。ここまで言ってしまっているのかという点について審議するということですか。

○事務局 情報公開条例で開示している情報につきましては、別途条例で規定することで開示とすることができるという規定が今回改正法に設けられたことで、諮問事項とさせていただいたのですが、実状としましては、改正法に公務員の氏名が規定されていないため、当初国のほうは公務員の氏名を不開示にしているのかと考えていましたが、調べてみたところ、国の情報公開に関する連絡会議申合せにおいて、公務員の氏名については、基本的には公開とするとしておりました。その理由としましては、公務員の氏名については、慣行として公にすべきものなので、公にしていると考えられているためです。しかしながら、国の機関の特殊性というところで、例えば、捜査機関の職員の氏名等、公にすることにより事務事業上の支障の生ずるおそれがある場合とか、公にすることにより職員個人の権利利益を害することとなるような場合については、例外的に公務員の氏名を不開示としているものでございます。

現時点における市職員の職務遂行において、今ご説明したような特段の支障が生ずるおそれというのがないのではないかとというふうに考えておりますので、条例において公務員の氏名を開示すると明記する必要性は、実務上ないのかと考えております。

○委員 事務局としては、公務員の氏名を今後の条例に明記する必要は特段ないという方向性ということですか。

○事務局 はい、明記しなくても国の今の解釈としては、公務員の氏名については、原則、慣行として公にするものであるとなっておりますので、市職員の氏名についても、改正法施行後もこれまでと同様に開示していくものになると考えております。

○部会長 市の職員の場合、特に秘匿しなければならない職種とかはないのですか。

○事務局 これまで、条例で開示するとしてきていることから開示してきておりますが、逆に開示することで何か支障が生ずることがあるかという点、例えば、情報公開条例第7条第4号の事務事業上の支障が生ずるおそれがある等他の不開示情報にあてはめて不開示としたというよう

な事例はなかったかとは思いますが。

○委員 この法令秘等情報には、例えばどのようなものが該当してきますか。

○事務局 現行の条例で明記はしておりますが、過去5年間で法令秘等情報を適用した事例はないのですが、地方税法第22条の守秘義務等を想定しております。

○部会長 この案件についても、実質、法と差異はないということであれば、法にあわせていいと思いますが、委員のみなさまいかがですか。

○委員 いいとは思いますが、今回の法改正において法令秘等情報が規定されていないというところで、最高裁判所の裁判官の方がコメントしておりまして、不開示情報に法令秘等情報を規定してしまうと、他の法律でこの情報は出さないと規定してしまえば全部の情報を出さなくてもいいというふうになってしまう。それはよろしくない。なので、法令秘等情報を規定しなかったと書いてあって。なので、法令秘等情報を条例に規定しておく、豊中市が条例でこの情報は不開示とすると規定したら出さなくなっちゃうという危険がある。そういうことを勘案しておかないといけないと思います。改正法で法令秘等情報を規定してしまうと、国会が開示できるものできないものをコントロールできてしまうおそれがあるので、それはよろしくないでしょ、っていうのが説明として言われている。なので、条例上は規定しないほうがいいのではないかという気はしますけど。国の規定にあわせておいたほうが無難であろうかとは思いますが。

○部会長 今の説明だと、公務員の氏名については逆の考え方になるんですかね。公開と規定した場合は、全部開示しないといけなくなると。

○委員 わたしが気になっているのは、公務員の氏名について、先ほどの事務局からの説明では「実質的な差異はないものである。」と。これは、差異はないように見えるというだけなのか、それとも、実質的に差異はなくて、具体的な規定に落とし込んだ時にどうなるのか、国の機関の特殊性というところ、捜査機関のところだけなのか、そういったことが本当にこの申合せの中で説明されているのか、心配だというのがこれまでの議論ですよね。今回は、方向性を決めるということではあるのですが、この点については、また追加情報とか踏まえて議論するのでしょうか。

○部会長 今回は、方向性を決めるということですが、専門部会としては国の規定にあわせるという方向で、それでまた何か問題等が出てきたら、審議していくということにしましょうか。他に何かご質問・ご意見等ありますか。

(質問・意見なし)

○部会長 そうしましたら、以上で本日予定している案件は終わりましたが、事務局、他に何かありますか。

○事務局 (日程調整等)

○部会長 ありがとうございます。他になければ、これで、本日の会議を閉会したいと思います。ありがとうございました。

(午後 3 時 0 0 分閉会)